

第36回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

第36回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成21年6月30日（火）

会場：農林水産省本館4階第2特別会議室

時間：午前9：58～12：08

議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

（1）独立行政法人森林総合研究所の平成20年度業務の実績に関する評価について

（2）独立行政法人森林総合研究所の財務諸表の承認について

（3）その他

3．閉 会

午前 9時58分 開会

太田分科会長 それでは、定刻の少し前でございますけれども、おそろいということでございますので、ただいまから第36回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。また、当分科会での評価の季節でございます。どうぞ皆さんよろしくお願いたします。

本日は、森林総合研究所の鈴木理事長をはじめ多くの皆様のご出席をいただいております。皆様にはご多忙のところまことにありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思いますが、その前に、本日の進め方等について、事務局から説明させます。よろしくお願いたします。

事務局 それでは、まず会議の成立についてご報告いたします。

現在のところ評価委員5名のうち3名の方が出席されておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項の規定により、本日の分科会は成立いたしております。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございますが、森林総合研究所の20年度評価と財務諸表の承認を予定しております。

会議の進め方については、1枚めくっていただいた時間割の(案)を参考にさせていただきますようお願いいたします。

また、資料につきましては、1枚めくっていただいた配付資料一覧のとおりでございます。欠落等ございましたら随時お申し出ください。

また、当分科会は、3月以来の開催となりますが、本日までの動きとして、3月末に政策評価・独立行政法人評価委員会から、業務の実績に関する評価の視点、業績実績評価の具体的取組、役員退職金にかかる業績勘案率に関する方針の補足説明等についての文書が送付されております。皆様にも送付させていただいているところですが、評価の視点等の内容といたしましては、政府の種々の改革方針において法人が取り組むとされている事項につきまして評価されているか、それから財務状況や契約について適切な評価が行われているかなど、多くの留意事項が盛り込まれております。資料につきましては、参考資料5として皆様のお手元にもつけさせていただきます。20年度評価につきましては、これらを踏まえて実施することになりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

なお、業績勘案率に関しまして、法人から発言がございます。

総研(山口) 森林業務を担当いたしております山口でございますが、旧緑資源機構の退職役員の業績勘案率につきましては、分科会で審議をいただくべく準備を進めていきたいと考え

ているところでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

太田分科会長 それでは、議事に入ります。

まず、森林総合研究所の平成20年度業務の実績に関する評価についてです。

森林総合研究所から業務運営状況並びに自己評価結果のご説明を伺っていただきたいと思
います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木理事長 それでは、分科会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成20年度独立行政法人森林総合研究所の業務の実績につきまして、独立行政法人
評価委員会林野分科会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

森林総合研究所は、一昨年、独立行政法人林木育種センターと統合し、昨年、旧緑資源機構
の業務を承継し、今年、第2期中期計画の4年目を迎えました。

昨年の評価委員会の総括的な意見として、研究成果の積極的な広報に努めるとともに、産学
官の連携や関係各機関との連携に強力なイニシアチブを幅広い分野において発揮することが指
摘されました。そこで、昨年度は、広報誌として「季刊森林総研」を昨年5月に創刊し、関係
各機関との連携については、産学官連携推進室を今年1月に設置し、森林・木材・環境アカデ
ミーや産業各団体と連携して産学官連携活動の一翼を担えればと考えております。

森林総合研究所のビジョンとして、我が国の将来にとってなくてはならない先導的研究機関
となることを目指しておりますので、研究開発型独立行政法人に課せられた国家戦略への取組
が大過なく進められますよう、委員各位の忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。
本日はよろしくお願いいたします。

町田森林農地整備センター長 森林農地整備センターの町田でございます。今の理事長のお
話を受けまして、私どもの立場から2点ほど申し上げたいと思います。

第1に、私どもの水源林からの木材の生産の増大を今後図らなければいけないわけですが
ども、見据えまして、私どもの作業としても、効率的な生産、木材利用の促進に向けて、我々
の今までの知見だけではなく、今森林総合研究所と一緒にやってやらせていただいているわけ
ですので、研究者の方の専門的な視点から、知見も配慮していただきながら、さらなる事業の
高度化に努めてまいりたいということでございます。それが第1点でございます。

第2点といたしまして、私どもの過去の不祥事があったわけでございますが、業務の適正化、
それから組織風土の改革ということには終わりはないわけございまして、今後も不断の努力
が不可欠だろうということでございます。私の民間での経験も生かしながら、コンプライアン
スの定着ということに今休むことなく努めてまいりたいと思っておりますし、それにとどまらず地域

社会への貢献ということを今年の課題と掲げておるところでございます。

そうということで、コンプライアンスも一緒に取り組んでまいり所存でございますので、その意見も含めまして、今後のそれについてアドバイスいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

太田分科会長 ありがとうございます。

総研（亀井） それでは具体的な内容に入らせていただきます。

太田分科会長 お願いします。

総研（亀井） 企画総務担当理事の亀井でございます。よろしくお願いいたします。

資料としましては、資料1の自己評価シートというのがございますけれども、この内容を概要説明版という資料、と右肩に振ってございます資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず表紙をお開きください。それぞれの評価シートの総括表でございます。このうち、研究課題にかかわるシートにつきましては、左側の第2のアアaからイイb、並びに1の(2)、1の(3)が研究課題にかかわるシートでございます。

次に、林木育種にかかわりますシートが2(1)から(5)まで、続いて、承継をいたしました水源林造成事業等にかかわるシートが3の@(1)アから3の@(3)イ、並びに第3の(2)、及び第4、第5、これが森林農地整備センターのみにかかわる評価シートでございます。

そのほかにつきましては、必要な事項につきまして、3分野共通して記載する評価シートとしております。

20年度の自己評価に当たりまして、「s」評定としましたのは、研究分野におきまして、今申し上げました第2の中のアアb木質バイオマス、アイaの生物多様性、アイdの安全で快適な住環境、並びに下のほうに参りまして、森林農地整備センター関連で3@(2)イ(イ)新技術・新工法の採用でございます。そのほかは「a」評定としております。

次に、1ページをお開きください。

以下、順次この順番に従いまして、それぞれの担当からご説明をさせていただきます。

まず、私のほうから、第1、1、経費の抑制でございますけれども、試験・研究・育種におきましては、引き続き経費削減に取り組みまして、業務経費、一般管理費ともに年度削減目標を達成しております。

また水源林造成事業等につきましても、組織見直し及びコスト縮減などに取り組みまして、

一般管理費等、今年度の削減目標を達成しております。

2の効率的・効果的な評価の実施及び活用でございますけれども、研究領域ごとに、これまでの研究成果の利活用状況を調査するなど、事後評価を行っております。また重点研究課題についても見直しを行っております。

また、人事評価に関連しまして、研究職、一般職ともに、新たな業績評価制度の導入に向けての試行などを開始しております。

さらに、職員のモチベーションを高めるために、理事長賞を新たに設け、職員並びにグループに授与しております。

3、資源の効率的利用及び充実・高度化でございますけれども、競争的資金へは積極的に応募してございまして、この表のとおり、平成20年度194件の応募で、採択率は28%となっております。

また、予算配分につきましても、評価に基づく予算配分などを行っております。

施設・整備につきましては、所内で調査・検討を行っておりますし、またメンテナンスにつきましては、外部委託を行っております。

2ページの組織等でございますけれども、試験林については、順次見直しを行っております。

また、研究と育種の連携が必要になってございますけれども、研究・育種、共同で事業を受託するというところまで至っております。

また、事業承継に伴い森林農地整備センターを設置したわけでございますけれども、それぞれの活動を適正に行うために、それぞれの組織にコンプライアンスの推進委員会を立ち上げてございます。

職員の資質向上でございますけれども、2つ目に書いてございますように、現在森林総研では、文科省の女性研究者支援モデル育成事業を実行しております。平成20年度は2年目でございますけれども、シンポジウムの開催による男女共同参画意識の向上、あるいは、病後時お子さんの一時預かり保育施設の所内設置、こういったことを行いまして、研究環境の整備に積極的に取り組んでございます。

また、博士号につきましては、8名が新たに取得して、総取得者数は全体の7割になってございます。

次に、4の管理業務効率化でございますけれども、昨年度もご指摘いただきました林業・林産業国内文献データベースにつきましては、アンケートを実施しまして、利用しやすいように改善に努めているところでございます。

森林農地整備センターにおきましては、入札の改革ということで電子入札、これを本格実施にしております。

5番目の産学官連携でございますけれども、先ほど理事長からのごあいさつにもありましたけれども、昨年、産学官連携のシンポジウムを関係機関合同で開催するとともに、産学官連携推進室を、現在のところバーチャル組織ですけれども立ち上げ、かつホームページに我々の研究成果を産学官連携推進室として掲載しております。このことにつきましては、さらに強化する方策を検討し、今後具体化をそれぞれ進めていきたいというふうに考えております。

また、各地域におきまして、研究開発分野、それから育種分野、それぞれのブロック会議、地区協議会を指導し、研究・育種ともに地域における中心的役割を担っているというふうに考えております。

それでは、続きまして、研究分野について大河内理事のほうからご説明させていただきます。

総研（大河内） それでは、研究担当理事の大河内でございます。

今の概要説明版の少し後ろに という研究成果選集がございます。これは、直接今すぐ参照するわけではありませんが、これに沿って説明させていただきますので、ご面倒でなければお出してください。よろしいでしょうか。

それでは、今、亀井理事のほうの説明してました概要説明版の3ページから説明させていただきます。

まず、それぞれのところにページ数を書いてございますが、このページ数は研究成果選集のページ数でございます。たくさんありますので全部ではなく、研究成果選集に出ているところを中心に説明申し上げます。

まず、アのアのa、森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発。

こちらでは、我が国のCO₂吸収量報告に利用可能な竹林のバイオマスの炭素蓄積量と吸収量の推定手法を開発いたしました。

それから、温暖化したときに、針葉樹人工林の炭素吸収量がどれだけ変化するか、そういうことを知るために、施業効果と環境要因の効果を別々に評価できるようなシミュレーションモデルを開発いたしました。これは6ページでございます。

さらに、温暖化防止のためにCDM植林というものが行われているわけですが、これに反対する勢力が生物多様性に対する悪影響を主張しておりますので、これに関しまして、東カリマントンでどのような影響があるのか調査いたしました。

次に、アのアのbでございます。

こちらは木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発ということですが、「s」評定と自己評価させていただいております。その理由が下線部のところでございます。

これまで研究してきましたアルカリ前処理技術、これは19年度に特許を申請しておりますが、これを用いた木質バイオエタノールの製造、これの実証プラントに着手いたしました。このプラントについては、着手したばかりですので成果選集のほうには載っておりませんが、それに必要な研究成果の一部が10ページに載っております。

また、そこの一番下のところに書いてあります、2050年まで社会が木材利用を促進しますとどれだけ二酸化炭素が削減できるかということシミュレーション解析いたしました。こちらのほうは12ページに書いてございます。

続きまして、アのイのa、生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発。

こちら「s」評定と自己評価させていただいております。その理由は下線部のところでございます。DNAを用いましてマツノザイセンチュウを簡単に検出できるキットを開発いたしました。これによって、保温する装置さえあれば、枯れたマツがザイセンチュウによるものかどうか直ちにわかります。このことは松くい虫の研究及び防除に関しまして、非常に大きな転換点になる技術と考えまして、「s」評定とさせていただきます。そのほか下層植生によるシカ密度の管理、特定国内希少野生植物種のレブンアツモリソウをモデルとした保全方法の提案等を行っております。

続きまして、3ページの下、アのイのbでございます。水土保全機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発。

間伐とか植生の変化が水流出に及ぼす影響、これは長いこと議論されておりましたが、これについて評価する手法を開発いたしました。26ページでございます。

それから、次は、災害のほうですが、がけ崩れのように、岩塊が崩落した場合に、たくさんの岩塊が崩落したほうが遠くまで崩壊が到達すると今まで考えられていたわけですが、実験とモデルの両方で、実は岩塊数が少ないほど遠くへ到達し、多いほど手前にとどまるという結果が明らかになりました。

続きまして、4ページ、アのイのc、森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発です。

今まで、森林浴の効果というものは男性でのみ調査されてきたわけですが、女性の場合はホルモンが変化しますので、ホルモンを指標とできない。ここでナチュラルキラー細胞というリンパ球の一種を用いまして、それを測定する方法というのを開発いたしました。28ページでござ

ざいます。

なお、以前よりご指摘いただいております森林だけでなく農地等との比較に関しては、次年度成果として出る予定になっております。

それから、里山に関しては、森林を資源として利用して里山を若い状態に保ち、持続させるという整備方法をマニュアル化いたしました。

次に、アのイのd、安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発です。

こちら「s」評定とさせていただきます。その理由というのは、下線部のところでございます。木橋が落下するという事故がありまして、木橋の安全性に対する疑問が随分出てきているところですが、実際に使われて劣化した木橋を破壊しまして、その結果、木橋は壊れ始めから落下するまで時間がかかるので避難する時間がとれるということと、それから非破壊調査で強度が低いと推定された場所から壊れ始めたということで、非破壊的な調査を使って修復をしていけば木橋は長く使えるというようなことが明らかになりました。

もう一つ、4VOC、これが木材から出ているのではないかというふうに疑われているわけですが、調査しましたところ、木材はクリーンな素材であるということが明らかになりました。

続きまして、アのウのa、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発。

こちらは、昨年度、もうちょっと頑張れということで「b」評価をいただいたところですが、まず20年度の成果は大きく2つありまして、大面積皆伐について、伐採に関する規制や公的資金導入の際のガイドライン「大面積皆伐対策の指針」というものを作成いたしました。これは、これまでの成果を集大成したものでございます。36ページです。

それから、スギ花粉に関しまして、花粉の発生源というのはスギの林の分布でわかるわけですが、首都圏に実際に飛来する花粉がどこから来ているかということ特定する手法を開発しました。その結果、主要なところが東京都の西部から埼玉県にかけての山岳地帯、一部千葉県から来ているということがわかっております。これは38ページに書いてございます。

アのウのb、消費動向に対応したスギ材等林産物の高度利用技術の開発。

こちらでは、ガードレールとか遮音壁のような木製道路施設、これの耐久設計・維持管理指針というものを作成いたしました。また、木質系廃棄物を使いました軽量な屋上緑化法というものも開発をいたしました。

続きまして、基礎研究のほうに入らせていただきます。

イのアのa、森林生物の生命現象の解明。

こちらでは、ポプラの環境ストレス応答性遺伝子を2,214種類同定いたしました。このよう

な大量の遺伝子の網羅的な解析というものが最近できるようになりました。また、放射線の照射によって壊れたDNAを修復しますDNA修復酵素遺伝子を明らかにいたしました。さらに、マツタケに関してですが、マツタケの遺伝子を分析しまして、アジア産のマツタケの産地を識別する方法を開発いたしました。

イのアのb、木質系資源の機能及び特性の解明。

こちらでは、樹木の精油に関して、マイクロ波を熱源とします水蒸気蒸留装置を開発して特許申請いたしました。そのほか、伐採木材の産地特定、これは違法伐採対策ということがありますが、それを木材の中に残るDNAから推定することが可能であるということを示しました。

イのイのa、森林生態系における物質動態の解明。

こちらでは、森林流域における降水及び渓流水の全国的な水質モニタリングを行っています。その結果をウェブサイトを通じて公開いたしました。また、間伐木というものは一時的に炭素を貯留しているわけですが、それがどの程度の早さで分解するかということを示しました。さらに、土壌中には、大量の炭素が固定されているわけですが、その動態を調べるための土壌埋設用の小型で丈夫なCO₂濃度計というものを開発いたしました。

最後に、イのイのbになりますが、森林生態系における生物群集の動態の解明。

この中では、これまで寄生とされていましたハチとダニの関係が、実は寄生であると同時に共生関係、相利的な関係もあるということを示しました。また、コナラのドングリにはタンニンが含まれておりまして、それがネズミの食害を回避するキーとなっているわけですが、その食害とタンニンの量の関係を調べるために、ドングリの中にどれくらいタンニンが含まれているかを非破壊的に測定する方法を開発いたしました。さらに、チシマザサの分布、これが温暖化に伴って100年後にどのように潜在生育域が変化するかということを示しました。それから、最後に、樹木の呼吸量について単木から群落に至る全スケールで推定する方法を開発いたしました。

以上でございます。

総研（平野） 続きまして、林木育種センターの平野でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、6ページと、それから資料の右肩に と書いてある林木育種事業説明用資料というのがございますけれども、これを使いながらご説明させていただきます。

まず概要説明版の6ページでございますけれども、新品種の開発でございます。

目標数は年間50品種でございますけれども、20年度は73品種を開発いたしました。内訳でございますけれども、特に成長のよいスギの品種を25品種、それから東北の雪害抵抗性のスギ、これを10品種、それからニーズの高かった日本海側のマツノザイセンチュウ抵抗性品種、これをアカマツ5品種、クロマツ12品種を開発したところでございます。

2点目、林木育種資源の収集・保存、ジーンバンク機能でございますけれども、目標数が1,200点に対しまして、特に絶滅に瀕している種276点を含め、計1,255点を収集したところでございます。

それから3点目、種苗の生産・配布でございます。

全国に検定林というものが約800カ所ございますけれども、このうち82カ所につきまして、定期的な調査を終えたところでございます。苗木の配布につきましては、32都道府県から要請がございました。特に花粉症対策として157系統の3,600本、それから、そのほかを合わせて計461系統、8,200本の配布をしたところでございます。それから無花粉スギ関連でございますけれども、18年度はゼロということで、19年度がそれを300本にふやし、そして、20年度は10倍になります3,000本という生産を果たしたわけでございます。

それから、4点目、附帯する調査・研究でございます。先ほど申し上げました、の22ページをお開きいただきたいと思っております。

関連する調査として、ブナのDNA変異を調査したところでございます。ハプロタイプをキーに全国のブナの分布について、新しい概念によるゾーニングというものがハプロタイプの割合ごとに明示できたのではないかというふうに考えております。

それから、22ページの後は、27ページをお開きください。

海外の林木育種の話でございますけれども、アカシア属の種間人工交配手法につきましては、未完成の状況でございました。今回、冷凍貯蔵花粉を用いまして種間人工交配をし、ハイブリッドの莢の形成に成功したところでございます。

それから、最後、5点目になりますけれども、6ページのラストに戻っていただきまして森林バイオ分野でございます。

特にこの分野につきましては、森林総研本所と、それから林木育種の連携が強調されてございますけれども、昨年度は、雄性不稔スギ、無花粉スギです。無花粉スギの開発について、無花粉化の遺伝子、雄性不稔化遺伝子、これにつきまして、シロイヌナズナを使いながら、その遺伝子の候補を絞り込んだわけでございます。

それから、最後になりますけれども、無花粉スギの組織培養につきまして、その培養に用い

る植物ホルモンの条件、あるいは苗条、シュートですけれども、シュートの増殖手法について明らかにしたところでございます。

以上、育種分野につきましては、自己評価といたしまして、すべて「a」評価とさせていただきます。

以上です。

総研（山口） 続きまして、水源林造成事業等の推進でございます。森林業務担当理事の山口でございます。7ページから8ページにかけての見開き部分をごらんいただきたいと思います。資料は 水源林造成事業等でございます。

森林農地整備センターが担当しております業務のうち、左側の7ページは、水源林造成事業について、右側の8ページは、特定中山間保全事業、農用地総合整備事業及び緑資源幹線林道事業に係る債権債務管理や保全管理業務について記述しております。

まず、（1）の水源林造成事業についてご説明いたします。

平成20年度の取組のポイントとしましては、冒頭の2つの項目、アの事業の重点化の実施及びイの（ア）の公益的機能の高度発揮が挙げられます。新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流部など、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所について締結するよう、従来から重点化を図ってまいりましたが、平成20年度からは、こうした重要流域のみを対象とするように限定することといたしました。

あわせて、新規契約につきましては、契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化した契約内容に限定するということにいたしました。これは、独立行政法人整理合理化計画の中で、事業のリモデルというふうに呼ばれているものであります。

平成20年度からの新規契約について、場所と施業の両面から限定条件をつけたことについて、国民の皆様方に十分理解いただくことが不可欠と考えまして、新たに水源林造成事業のパンフレットを作成しておりますが、先ほど申しました参考資料 に添えてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

イの（イ）以降につきましては、平成20年度以前から継続して目標に向かって取り組んでいるものです。

（イ）の期中評価の反映につきましては、チェックシートを活用して、期中評価の結果を確実にかつ早期に事業実施に反映させました。このチェックシートは、事業評価委員会のご意見を踏まえまして、平成15年度から作成しているものでございますが、以降改善を重ねまして、現

在ではコスト縮減に努めつつ、公益的機能の高度発揮を図るために不可欠なツールになってございます。

(ウ)の木材利用の推進につきましては、利用間伐について、ほぼ目標どおりの2,026ヘクタールを実施するとともに、木材利用の推進、コスト縮減の両面から重要な丸太組工法も急傾斜地の全開設路線で施工しております。

(エ)の造林事業の高度化につきましては、森林病虫獣害、列状間伐、複層林施業及び低コスト路網のそれぞれのテーマで検討会等を開催することといたしております、各整備局ごとに開催しております。

(オ)の事業内容等の広報の推進につきましては、外部の研究発表会等に積極的に参加しております、4件の発表を行いまして、先ほど申し上げました新たなパンフレットの作成等も行っております。

ウの事業実施コストの構造改善につきましては、コスト構造改革プログラムを策定しまして、これに基づきまして、造成コストの削減等に取り組み、平成19年度比で、目標の3%のところを5.4%の総合的なコスト構造改善を行っております。

8ページをごらんください。

(2)の特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業でございますが、現在実施中の区域を計画的に着実に完了させることが重要であるというふうに考えております。

アの(ア)の事業の計画的な実施のとおり、中期目標期間中に、平成22年度までですが、完了させることとしております6区域について、当該期間中の完了に向けて着実に事業の進捗を図りまして、また、事業を計画的に実施するために、各区域において関係地方公共団体等に対しまして事業実施状況の説明などを実施しました。

さらに、(イ)期中評価の反映のように、コスト縮減や環境との調和などの面で、期中評価の結果を残事業に反映させております。

次に、イの(ア)の環境保全及び地域資源の活用に配慮した事業実施についてでございますが、環境保全対策の検証、木材の利用推進、舗装用再生骨材及び再生アスファルトの利用の推進といった取組を行いまして、それぞれの目標を達成しております。

また、イの(イ)については、新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法を6工種、14カ所の工事で採用しました。中期計画の目標である3工種を超えており、事業量の大きかった前期から通しても、これまでの最大の採用工種の数となっておりますので、評価単位レベルで「s」評定としております。「s」評定はここだけです。このほか、農家・地域住民等参加

型直営施工工事を2カ所で開催しております。

ウの事業実施コストの構造改善については、水源林造成事業と同様に、コスト構造改善プログラムを策定しまして、これに基づき、新技術の導入、計画・設計・施工の最適化等によるコストの削減に取り組みまして、平成19年度比で目標3%のところ3.1%の総合的なコスト構造改善を行っております。

(3)は、緑資源幹線林道事業の廃止後の残務に関することでございます。

アの債権債務管理業務につきましては、旧林道事業に係る賦課金・負担金等の債権について、計画どおり平成20年度分を徴収しまして、償還業務も確実に実施しております。

イの保全管理業務につきましては、移管未了の林道について、地方公共団体との連携を図りつつ、必要な維持、修繕、その他の管理を着実に実施しまして、移管を円滑に推進しております。

以上でございます。

総研(亀井) それでは、亀井のほうから、9ページ、4行政機関等との連携についてご説明させていただきます。国におきます京都議定書報告、あるいは次期枠組み対応に用いられませう新たな手法の開発に取り組んでおります。

また、岩手・宮城内陸地震災害、あるいは中国四川省大地震が昨年度起きたわけですが、これらについて、国の要請に応じまして専門家を直ちに派遣しております。

次に、5の成果の公表及び普及の促進でございますけれども、新たに一般向け広報誌「季刊森林総研」を創刊してございます。また、成果の公表につきましては、研究成果を解説いたしました出版物等を刊行しております。また、原著論文につきましては、1人当たり平均1.06報ということで目標数を達成しております。

また、育種につきましても、品種の開発状況などを積極的に広報誌により紹介をしております。

成果の利活用の促進につきましては、シンポジウム等を開催し、多くの方々の参加をいただいております。ちなみに、昨年は東京で行いました研究所の公開講演会のテーマを大規模山地災害ということにしております。

次に、10ページの知的所有権でございますけれども、平成20年度の特許出願数は15件ございました。また産学官連携ともかかわりますが、私どもの特許など研究成果を、各地で行われますフェア、こういったものに出展をしてPRに努めているところでございます。

次に、6の専門分野を活かした社会貢献でございますけれども、ここに表に掲げております

とおり、分析鑑定につきまして227件、研修講師につきましては315人派遣してございます。また育種におきましても、各地で23の講習会を開催いたしまして、技術指導等を行っております。

(3)の標本の生産及び配布につきましては4,087点、要請先に配布してございます。

また国際機関等への協力でございますけれども、国際協力のために95人を国際機関などへ派遣しております。海外機関とは71件の共同開発プロジェクトを進めておりますし、新たに中国の北京林業大学とMOUを締結してございます。

次に、11ページでございます。

第3、財務内容の改善に関する事項ですが、経費節減に係る取組については、ここに記載のとおりでございます。

の受託収入、外部資金でございますけれども、これも表のとおりですが、特に政府受託につきましては、受託金額の大きい木質バイオエタノール実証プラントの事業を林野庁から受託したということで金額がふえてございます。

下の段の自己収入につきましては、多摩森林科学園が昨年の集中豪雨の災害を受けまして、復旧のために閉園せざるを得なくなりまして、入場料収入が減少ということでございます。

次に、12ページの資金の配分状況でございますけれども、上から3つ目、人件費の削減に向けた取組状況でございます。

特に人件費につきましては、人員数を前年度に比しまして25名減員としております。人件費削減率につきましては、基準年度、これは平成17年度でございますけれども、これに比しまして3.5%減という結果になりました。5年間で5%削減目標を達成する必要があるということで、引き続き新規採用の抑制を行いたいというふうに考えております。

次に、給与水準の適切性等でございますけれども、給与水準のラスパイレス指数につきましては、事務・技術職員が104.3、研究職員が99.3となっております。事務・技術職員につきましては、旧緑資源機構、この職員を承継しておりますので、承継した時点でラスパイレス指数の高かったこれらの職員について、平成20年度から22年度までにその水準を下げることにしてございます。

レクリエーション経費については国と同様、また、関連公益法人につきましては林木育種協会が該当しますが、昨年、国と同様とした随契基準に基づき限度額を超える発注につきましてはすべて競争契約などにより実施してございます。

保有資産の見直しにつきましては、宿泊施設等の除却処分を行ってございます。

次に、水源林造成事業等につきまして、角田理事のほうから説明させていただきます。

総研（角田） 森林農地整備センターの農用地業務を担当しております角田でございます。

資料の12ページでございますけれども、下のほうに長期借入金の着実な償還という部分がございます。

センターの事業のうち、農用地関係事業と旧林道事業につきましては、事業費の地元負担分を長期借入金で充当しております、その償還に当たりましては負担金の完全な徴収が必要でございます。このため、関係都道府県及び受益者と連携を密にいたしまして、場合によっては直接相手方のところに出向くなどして、負担金の全額徴収を達成いたしました。そして借入金の確実な償還、これを達成しているところでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。短期借入金の件でございます。

平成20年度におきましては、短期借入金の限度額50億円という設定をしておりましたが、31億円の借入れを行いました。これは、昨年秋に世界的な金融不安が発生したわけでございますけれども、この関係で、債券発行の時期がおくれたことによりまして一時的な資金不足を懸念し、これに対処をしたというものでございます。年度内にはこの借入額についてはすべて完済しているところでございます。

次に、第5の重要な財産の譲渡に関する計画の部分でございます。

年度計画におきまして、処分することとしておりました宿舍等の資産がございますけれども、これにつきましては国へ承継をいたしました。これは機構の廃止時におきまして、業務に必要な資産以外は国が承継するという事で整理されたことによるものでございます。

以上でございます。

総研（亀井） 続きまして、13ページの第7からご説明させていただきます。

1の施設及び設備に関する計画につきましては、中期計画に載せられた事項と耐震にかかわる事項について計画的に進めさせていただいております。

2の人事に関する計画でございますけれども、先ほども述べましたように、人員については減員としておりますけれども、現在、整備センターと合わせまして、平成20年度末総合計1,302人の職員を擁しております。研究分野につきましては任期付を1名、育種分野で選考採用1名を平成20年度4月に採用してございます。

次に、3の環境対策・安全管理でございますけれども、これも従前どおりでございますけれども、森林総合研究所温室効果ガス排出削減実施計画に基づきまして省エネを推進、あるいは森林農地整備センターにおきましては、安全衛生委員会を設置しまして、安全衛生管理に努めているということでございます。

4の情報の公開と保護につきましては、研修会への参加など、個人情報の保護への取組に努めております。

以上、雑駁でございますけれども、ご説明を終わらせていただきます。

太田分科会長 各理事の皆様どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明いただきました森林総合研究所の自己評価結果等について、どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見があれば委員の皆様どうぞよろしく願います。どなたからでも結構です。

それでは、小島委員。

小島専門委員 具体的指標の評価結果から、評価単位評定に変換するときに、何らかの解釈が行われているように思うんですけれども、その基準というものをお知らせいただきたいんですけれども。

太田分科会長 はい、いかがでしょうか。

はいどうぞ。

総研（大河内） 研究の部分について申し上げます。

例えば、概要説明版の最初の評価シート総括表をごらんください。そこに「具体的指標の評価結果」というものがございます。研究の分野では、予定以上とついているところが5つございます。そのうちの3つを評価単位シートのほうでは「s」評定として自己評価させていただいております。

これは、予定以上がつけば自動的に「s」にするということではなくて、その中身を見て判断をしているところでございます。

例えば、イのイのbは、実は外部評価委員の先生お二人とも「s」であるということをおっしゃっていただいたんですが、昨年度の林野分科会のディスカッションやご意見を踏まえまして、ここは「a」にいたしました。その理由は、外部評価委員の先生は、個別研究であっても光るものがあれば「s」にすべきだと、そういう見解を述べて「s」とつけられたのに対しまして、昨年度林野分科会のほうでは、やはり組織的に研究すべきだというような内容が書いてありましたので、そのところを考えましてこれは「s」ではなくて「a」ということでランクを下げて自己評価させていただきました。

そのようなことを判断しております。

太田分科会長 いかがでしょうか。とりあえずよろしゅうございますか。

ほかに、それではご意見いただきたいと思えます。

どなたからでも結構でございます。

はい、田村委員。

田村専門委員 概要版の7ページの水源林造成事業の(オ)事業内容の広報推進というところなんですけれども、水源林造成事業における研究等、研究会で成果発表をされていますけれども、本所の研究部門と、このセンターで水源林造成事業で行っている研究との関係というか、例えば内容を見ると、特に本所のほうと連携して行っているふうには見えないわけですが、そういうスタンスでいるのか、あるいはすみ分けてやっていくというスタンスなのか、ちょっと本所の研究とここでの研究の位置づけというか、それについてお願いします。

太田分科会長 それじゃ山口理事ですかね。

総研(山口) 私どもが行っているのは、要するに公共事業の実施ということで、水源林造成等をやっているわけでございますけれども、事業を実施する中で、創意工夫というのはどういうふうにやればいいのかというようなこと、要するに技術的な向上を目指してやっているというところをこの研究発表につなげているんです。要するに、職員各人の持っている技術を高めしていくためにこういったことを取り組んでいけばまた向上するのではないかと。本所のほうの研究分野は、基礎研究だとか、専門的な世界で、大分研究の質が違っているのではないかと。私どものほうは、どちらかという技術的向上を目指したところに主眼があるという、そんな感じだと思っております。

太田分科会長 いかがでしょうか。今回の組織の統合といいますか、そのメリットを出せる部分ではあると思いますが、なかなか基礎研究と現実の問題との関係をどうお互いにプラスにしていくかというのは課題なんだろうと私は感じておりますが、いかがでしょうか、そういうところで。

はいどうぞ。

総研(亀井) 森林農地整備センターのほうで会議が行われますけれども、それには、すべてではありませんけれども、私どもの研究職も参加をして、現在勉強会を進めております。例えば作業道をどう作ったほうが効率的であるかとか、どう安全であるかとか、そういった勉強会を開いておりますので、そういったことが今後の森林農地整備センターの事業に反映されるのではないかなというふうに思っております。

太田分科会長 よろしく願いいたします。

田村専門委員 よろしいでしょうか。

田村専門委員 あともう一つ。

太田分科会長 はい、もう一つどうぞ。

田村専門委員 新技術、新工法採用で「s」評定ということなんですけれども、今後の課題になるかと思えますけれども、開発した技術や工法を、センター内にとどまらず、やはり地元の森林組合とか、事業体レベルに普及するということまで求められるのではないかというふうに思います。今ここだと、センター内の事業で非常にうまくいっているというお話したと思うんですけれども、今後は、そういうところを、先ほどの技術の工夫を広報しているということもあわせて、広報すべき対象というのは、やっぱり地元の技術者たち、あるいは森林所有者なんではないかというふうに思います。

太田分科会長 角田理事何か。

総研（角田） お答えいたします。ここで登録いたしております新技術、新工法、これはセンターの事業だけではなくて、いわゆる土地改良事業ですね、全国で国レベル、県レベル、あるいは市町村レベルで、さまざま行われておりますけれども、そういったところで共通して使えるように、普及をさせているということがまず1点でございます。

それともう一つは、地域を巻き込んだという意味では、直営施工という取り組みも、このフレームワークの中でやっておりまして、例えば鳥獣害防止柵でありますと、ちょっとした木柵を整備するといったような簡易な工事につきましては、地域住民の方に実際施工していただくというようなことで、地域との連携を図っているところでございます。

太田分科会長 ありがとうございます。

どうぞ理事長。

鈴木理事長 田村委員のご質問に2点ほど。1点目の最初の森林農地整備センターの研究とのかかわりですが、私どもとしては情報の共有といいますが、森林農地整備センターが研究するわけではありませんので、現場でどういうふうに現在ある技術レベルを発展させるか、あるいは進めていくかという情報を共有するということは大切だろうというふうに思います。

それから2点目でございますけれども、これは森林総合研究所として、産学連携の地域の活性化を含めた研究成果の反映というところに結びつくような形になればというふうに思っております。これも、やはり情報の循環といいますが、そういうことに貢献できればというふうに思います。

太田分科会長 はい、ありがとうございました。

それでは、早坂委員。

早坂委員 ちょっと関連することですけれども、これ「s」評定いただいているんですけれ

ども、今の農家と地域住民の参加型のやり方をちょっと説明いただいたんですけども、「s」評定になるには、もうちょっと、これ今別なほうの参考資料も見たんですけども、これで「s」評定なのかな、もうちょっと地域を巻き込んだというのに関して、具体的な説明をしていただけるといいかなと。ちょっと今の説明だけでは何でというごくごくありふれたことなのかなと思ったんですけども、補足がありますか何か。

太田分科会長 どうぞ。

総研（角田） この評価項目については、要素が2つありまして、地域を巻き込むという話と、それからまさにコスト縮減とか、新しい技術を取り入れて、より経済的な施工を行う、あるいは環境に配慮した取組を行うという面と2つございます。そして、定量的な評価の対象としては、経済的な施工とか、環境への配慮とか、そういったところについての取り組みぶりを中心的に評価していこうという趣旨でございます。

具体的には、新技術登録制度がございまして、その登録した工法をどれだけ採用するかというような観点から評価をいたしております、毎年1工種は行うということをターゲットに置いております。今回の場合は、工種の数も6工種を実施したということで、3年間の目標数をクリアしたというような観点から「s」評価というような自己採点をさせていただいたというようなことでございます。

早坂委員 もう一つよろしいですか。

太田分科会長 はい、もう一度どうぞ。

早坂委員 ちょっとこれ評価とは関係ないんでしょうけれども、9ページの、行政機関との連携の中で、宮城県とか、この間災害が起きたときに、専門家の派遣ということでご説明を受けたんですけども、どういう部署の方が、どういう応援をしたのか。

といいますのは、例えば私も宮城県なんですけれども、森林総合研究所がかかわったというような情報は全く得ませんで、林野庁だとか、国土交通省とか、そういう名前は出てくるんですけども、森林総合研究所がかかわったということが全然聞いていませんでしたので、逆に教えていただければと思いました。

太田分科会長 どうぞ。

総研（亀井） 具体的に、いつどこでというのは、今資料を持ち合わせておりませんので後ほどまたお答えさせていただきますけれども、大きな災害が起きますと、国、あるいは各省庁の調査団が派遣されます。林野庁の場合ですと、岩手・宮城内陸地震についても調査団を派遣

しております。その調査団に行政の担当者が行くのはもちろんですが、林野庁から森林総合研究所に要請がありまして、水土保持研究領域の、今、職員名はわかりませんが、何名かが一緒に現地に入っております。現地の災害の状況、あるいは原因、あるいは今後の対応を含めて、森林総合研究所が持つ技術的知見から助言等をさせていただいております。具体的にはまた別途資料でご説明させていただきます。

太田分科会長 ありがとうございます。治山分野の伝統だろうと思いますが、それ以外にも新しい時代ですからあるのかもしれませんが。また後で情報のほうをよろしく願いいたします。

今の点、理事長。

鈴木理事長 早坂委員の最初のご質問ですが、多分、今説明したように、年1つを目標にして新技術、それがクリアできると「a」かなと。それが6つになったのである程度多い。ですから最初のスタンダードの決め方が甘いのではないかと、こういう指摘だろうというふうに思いますけれども、「s」評定も妥当かなというふうに判断した次第で.....

太田分科会長 はい、参考にさせていただきます。

ほかにそれじゃ、はい、川上専門委員。

川上専門委員 行政機関との連携というところで1つ伺いたいんですが、アのウのaの林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発というところで、研究成果選集のほうにも、大面積皆伐の対策はどうあるべきかというものがあるんですけども、そちらは、九州のほうで大面積の皆伐が多くされているということでやられている研究かと思うんですが、これは都道府県との連携というか、一緒に共同して研究しながらというようなことはされたんでしょうかというのがまず1つ。概要説明版に書いてあるものには、大面積皆伐対策の指針を作成したということで、これは1つの成果かなというふうに思ったんですが、これを多分わかりやすく書いたものがこの選集のほうなんだと思うんですけども、その対策方法はというようなところで、ちょっと私にとっては、例えばここに余り細かいことを、これに対して言うのはよくないんだと思うんですけども、調査した結果約8割が法律で定められている伐採の届け出をしていなかったとか、そういうことを周知徹底をするともにとかというふうに、ちょっと書いてあることが研究の何か成果のようにちょっと思えないような内容かなと、すみません、と思ったものですから、ちょっと県と連携されてやられるともっといいのかなというふうにちょっと感じました。

総研（大河内） 県と連携していると思いますけれども、今この場でどこの県とどういうふ

うな連携をしたかというのは資料がありませんので、それは後日またコメントいたします。今の件に関しては、これまで自然科学的な研究がこういうのは多かったのですが、社会科学적인視点を取り入れるということで、社会科学者に加わっていただきましたので、そういう方はこういうことに非常に興味を持たれて調査されたというような部分がございます。

そういう意味で、書き方等の問題とは思いますが、ご指摘の点を踏まえて検討して参ります。

太田分科会長 はい、ありがとうございました。

川上専門委員の指摘は細かいところと言われますけれども、それで結構でございますので、気のついたことをぜひご指摘いただきまして、まさに社会科学적인ところと自然科学的なところを一体化する部分でございますので、大面積皆伐というのは大昔からあるわけですから、今マニュアルというのではないと思っているんですけども、そのあたりを含めて新しいそういう統合した形のマニュアルというか、そういうものが必要なかなという感じはいたしますよね。これ個人的な意見ですけども。チェックはぜひそういう形でお願いしたいと思います。

何かございますか。よろしいですか。

じゃ戸澤専門委員。

戸澤専門委員 2点ほどお願いしたいんですが、8ページですけども、8ページにある新技術というのを関連で、説明資料の23ページですか、これにある薄型の多数アンカーですね。これの部材を薄くして、軽量化させて、価格を下げたという話じゃないかと思うんですが、ここにあるんですが、高さを、要するに壁の高さが従来にあるものと同じくらいの高さまで積めるものなのか。そうすればこれが一般的には評価すべきなのだと思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。

多数アンカー、4番目です。23ページの技術で、高さがある程度決まっていると思うんですね。

総研（角田） いわゆる急傾斜の厳しい条件のところ、通常の土盛りをして道路を建設するとすると盛り土が延々と長くなると、大変なコストがかかるというところに対して、こういう土壁を設けて、これは、実はアンカーが中に入っているわけです。そのアンカーの摩擦によって土圧を支えるというような構造でございますので、その構造からすると、相当な高さは、土圧計算の結果によるわけでございますけれども、相当な高さの土壁を保持できるというような構造の内容でございます。この土壁について、より薄型のを導入することにより、相当なコスト縮減ができるということでございまして、ここで使った事例によりまして、

約14%だったと思いますけれども、コスト縮減が可能になったということで、詳しいことはまたきちんとした資料でご説明申し上げたいと思います。

戸澤専門委員 こういうの積み重ねが6つあったから「s」になったという、そういう意味ですか。

総研（角田） そういうことでございます。

戸澤専門委員 ああそう、はい。

総研（角田） こういう工法が、いわゆる農林水産省の支援技術、コスト縮減の工法の、いわゆる登録工法ということで掲載されておまして、それに該当するものについて実施した内容を定量的に評価したというようなことです。

戸澤専門委員 24ページに直営施工工事の実施状況が出ておまして、なかなか事業も最終年度の辺になると、地元の協力というのがなかなか難しいと思うんだけど、こういう住民参加というのは、どのくらいの期間で実際にここまで入れたんですか。いきなり入れるとは思えないんですね。

総研（角田） やはり農地の整備を行うわけですから、農地の整備をするに当たっては、地域の方々、あるいは農家の方々の合意形成がないとこういう工事はできないわけです。したがって、事業を実施するに当たって、地域住民による話し合い、農家による話し合いというのが相当程度行われているということが前提にあります。そういったところに、こういう施工を地域皆さんでやりませんかという提案をして、じゃやってみようということで地域がまとまった場合、こういうことができるということでございます。

特に最近、集落の衰退というものがいろいろ言われている中であって、こういう取組を行うことによって、集落の活性化なり、結束が強まるという非常にプラスの効果もございまして、私どもとしては積極的にこういう直営施工に取り組んでいきたいと、こんなふう考えております。

戸澤専門委員 そういうことをやって、22年ですか、所定の時期にこの事業が完了できるように努力をしてもらいたいというふうに思います。

総研（角田） ありがとうございます。頑張ります。

太田分科会長 はい、ありがとうございました。

ほかに、はい、古田専門委員。

古田専門委員 これはお願いなんですけれども、人材の確保のところ2名しか、任期付を入れても2名しかできなかった。ですから、現在の森林総研の研究、あるいは育種事業の年齢

別人員構成と、それがわかればいいんですけども、採用計画のようなものを追加資料が何かでいただけますでしょうか。

総研（亀井） はい、人員の構成表は出ると思います。特に、最近は選考採用が多くなっておりますので、比較して平均年齢は高くなっているなというふうに思っております。データ表は出させていただきます。

古田専門委員 よろしく申し上げます。

総研（亀井） ただ、今後の採用計画について、実は国の人件費改革と絡んでおりまして、今後、国が人件費改革をどのようにされるのか、第3期も含めてですけども、そこが見通せない、例えば10年後にどうするとか、15年後にどうするということまではちょっとお示しすることはなかなか難しいかなと思います。

古田専門委員 行政に応じて変化することは当然ですけども、総研として主体的にこれだけは確保したいという意志はあってしかるべきだと思いますので、そのあたりをお知らせいただくと。

総研（亀井） また検討させていただきます。

古田専門委員 はい。

太田分科会長 じゃ資料のほうは出るわけですね。

よろしく申し上げます。

はい、箕浦専門委員。

箕浦専門委員 今のことと関連すると思いますが、昨年度、人件費の関係で、17年度に比べて1.5%ぐらいしか削減していなかった。今年度、20年度につきましては3.5%、このベースになったものについて農地整備センターと一緒に、トータルでこういうような形になったものかをひとつお尋ねしたい。あともう一つは、人員数が前年に比べて25名減というご説明をいただいて、人員計画のところ、昨年度より試験研究・林木育種事業について25名減しているというような表記がありました。ここは、研究員、あるいはもとセンターの方が減って、研究分野、本来森林総研として従来からやっていた研究分野の領域が減っているのか、その点お尋ねしたい。森林総研は日本で唯一のいろいろな分野を網羅しているところだと思いますので、産業的に非常に価値の高い分野、ただ学術的な価値については小さくなっているような分野なのかもしれないが、その分野についてはぜひとも、先ほどの計画というようなお話しがありましたけれども、残していただきたい。そういうようなことを配慮して、ご検討していただければと思います。ご質問申し上げます。

太田分科会長 お願いします。

総研（亀井） 資料につきましては、森林農地整備センターを除いたもので数字ができて上がっております。といいますのは、国から人件費削減、5年間で5%というのを言われておりますが、森林農地整備センター、旧緑資源機構につきましては、廃止の時点で既に人員削減が相当行われておりまして、5%目標が既に達成されております。ということで、総務省のほうからも、今回のこの表記について、5%、今後行わなければならないのは森林農地整備センターの分を除いてもいいということになっておりまして、旧つくば研究分野、それから育種の分野についてのみこの25名の削減、あるいは3.5%の削減比率という数字で表示をさせていただいております。

ということで、整備センターの人員数の減少、それから人件費削減目標については、既にもう達成済みということでご理解をいただければと思います。なおかつ、それ以上に雇用対策というのを今されておりますので、この目標以上の世界で物事が動いているというふうにご理解をいただければと思います。

残っているのは、私ども、研究部門が引き続き5%目標を達成しなければいけないと、こういうことになっておりまして、その目標に向けて、今努力を、新規採用の抑制等をせざるを得ないという状況でございます。

箕浦専門委員 そうしましたら、新規採用削減と、自然減と言いますか、そういうような形での対応というようなことになりますんですか。

総研（亀井） そうです。それともう一つ、実は任期付の採用については5%削減から除外してもいいという指示が先般、出ております。ということで、任期付については、基本的にできる限り採用をしていきたいということで、今、準備を進めております。ですから、パーマネントの採用というのは、5%削減の目標達成に向けては、当面なかなか難しいと思うんですけども、任期付の採用について、これは5%削減から除外してもいいということで国のほうから言われておりますので、任期付のほうを当面重点的に採用させていただきたいなというふうにご考えております。ただ、今、具体的にどうするかというのが、今後の人件費の見通し、あるいは国の動きも勘案しながら決めていかなくてはいけないということで、今そこを見きわめているところでございます。ですので、先ほど今後の資料をとおっしゃられたところが、どこまで正確なものが出せるのか、ちょっとその点は検討させていただきたいと思います。任期付についてはできるだけ採用したいというふうにご考えております。

太田分科会長 はいどうぞ。

鈴木理事長 箕浦委員の後段のほうの、研究分野に幅広く研究員を確保すべきだというご指摘ですけれども、現状としては、中期計画ごとに5%ずつ削減されていくということを考えますと、私どもとしては国家戦略への対応、これをやはり重視しなくてはならないというふうに思っています。したがって、ある研究領域がアプライオリにそれは存在するんだという考え方は、多分とれないだろうというふうに思います。そのとき、そのときに、弾力的に対応していくという方策が望ましいのかなというふうに、基本的には考えております。

私どもの研究領域・拠点が22ほどございますけれども、こういうものも常に永久に存在する研究領域ではないというふうに私としては考えております。

太田分科会長 はい、ありがとうございました。

それでは、内山委員何か。

内山委員 前回もちょっと発言させていただいたんですけれども、これは産学官連携というんでしょうか、関係各機関連携という論点なのか、なんですが、今回、バイオマスの利活用という観点からの開発ということの「s」評定になっている。これはこれで理解できるんですけれども、この研究というのが他の独立行政法人でも行われているケースがございますですね。それから、大学でも行われているケースがあるわけでございまして、今、理事長のおっしゃったような国家戦略としての研究という観点から、これは1つの競争原理が働くからいいんだというお考えのもとにされていると思うんですが、私ども、国民目線というんでしょうか、税金の効率的な活用という観点からの取組ということも、これやはり必要なわけでございまして、今回、この評価の自己評価されている論点を検証いたしますと、そういった各研究機関とのインテグレーションというんでしょうか、森林総研はの中でどういうふうなイニシアチブをとって、この研究開発を進めていくのかという取組というんでしょうか、そういったところが少し欠け、欠けるというか、そういう視点がお持ちなのかどうかということもございますし、これいろいろ難しい問題があると思うんです。研究成果評価の問題でも当然ございまして、ノウハウの保全といったかなりセンシティブな問題もあるかとは思いますが、ただ、政府系の研究機関であるという立場ではちょっとそういったことを、こういった観点からの取組というんでしょうか、が求められるのではないかなという印象を持っております。

太田分科会長 じゃ一言。

鈴木理事長 1つは、木質バイオエタノール製造というのは、今私どものプラントが我が国で3件目になります。3件目というのは、製造方法が違っていて、ほかのプラントは従来型の硫酸を使った製造方法です。硫酸を使った製造方法というのは、使った硫酸の再処理といいま

すか、それに非常に負荷がかかるところが問題です。私どものは、糖化醗酵法というものでその負荷がかからない、アルカリ前処理法と称していますけれども、これは我が国最初の方法です。私どもでとった特許を現地で適用すると、ベンチプラントでこれが動くかどうかということを試すことでは我が国最初ですし、私どもとしては、環境に負荷がかからないという点で非常にすぐれた方法だというふうに思っております。そういう意味で、我が国で3件ほど走っていますけれども、その中での差別化はしているつもりであります。

それから、平成20年度は十分でございましたけれども、現在考えておりますのは、私どもの分野のみならず、他領域との産学連携、あるいは学問的な研究交流、そういうものを進めて私どもの強いところを、ギブ・アンド・テークということになると思いますけれども、私どもの得意とする部分をさらに発展させていく、そういう努力をしたいというふうに考えてございます。

お答えになっていましたでしょうか。

太田分科会長 どうもありがとうございます。

まだございますかもしれませんけれども、少し時間が押してまいりましたので、質疑のほうはこのあたりとしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、森林総合研究所の財務諸表等についてでございます。

それでは、ご説明のほうをよろしく願いいたします。

総研（松本） それでは、財務諸表について説明させていただきます。

お手元の資料の上から4つ目、5つ目ぐらいに資料3という資料がございます。20年度財務諸表と、それから、お手元の資料の中ほどからちょっと下、先ほど説明いたしました概要説明版の下に という番号を付しました財務諸表説明資料という薄い資料がございます。この2つを用いて説明させていただきます。

当法人は、平成20年4月に、旧緑資源機構の事業を承継したことにより、現在、研究・育種勘定のほかに2勘定を有しており、資料3の43から51ページをおあげいただきたいと思います。またその後の53ページから62ページが特定地域整備等勘定、それから63ページから72ページが水源林勘定の財務諸表となっております。そして、1ページから41ページまでが3勘定を合わせた財務諸表となっております。

それぞれの勘定では事業の性格が大きく異なりますので、3勘定を合わせたものにつきましては1ページから2ページの貸借対照表、1ページの右下に1兆3,642億円というような数字

がありますし、2ページの右下にも同額が示されております。当法人としての資産の合計及び負債、純資産合計が20年度末で1兆3,642億円であること、それから3ページから4ページにかけて損益計算書がありますけれども、やはり右端を見ていただきますと、経常費用合計といたしまして870億円、それから、次のページ、4ページの右端のほうの上ですけれども、経常収益合計といたしまして876億円、研究と事業を合わせて900億円弱規模の事業をやっているということを説明させていただきまして、あとは個別の勘定につきましてご説明いたしたいと思えます。

なお、通則法第39条に基づき、会計監査人による監査を終了していることをご報告いたします。

それでは、私からは、研究・育種勘定の財務諸表等について説明させていただきます。のナンバを付してあります薄い資料をおあけください。

まず、1ページ目の上段にあります貸借対照表比較表をごらんください。なお、時間の都合で、資料は1,000円単位で表記してありますが四捨五入して100万円単位で説明させていただきます。

貸借対照表は、業務を行うために必要な資金等をどのように調達して、それがどのような資産となっているか、当該会計年度末の状況をストックとしてあらわしたものです。

最初に資産の部について説明いたします。

資産の大部分は土地、建物等の固定資産ですが、そのほかに手持ちの現金、預金等の流動資産を12億6,900万円有しております。流動資産の中で未収入が前年度より4億5,500万円増加しており、現金及び預金が5億1,000万円減少しておりますが、これは国からの受託事業にかかる未収金がふえたことによるものです。固定資産は、前年度に比べ2億9,400万円減少しておりますが、これは建物、施設等の減価償却が主な原因になっております。流動資産と固定資産を合わせた資産合計は472億9,400万円となっております。

次に負債の部ですが、平成20年度から21年度に引き継いだ短期の負債である流動負債は13億9,100万円となっております。そのうち運営費交付金債務が2億2,800万円と前年度に比べて増加しております。その主たる原因は、退職手当等にかかる人件費残の増加によるものです。固定負債は独法設立時に国から無償譲渡されたり、その後運営費交付金等により購入した機械、器具等にかかる長期の債務であり、流動負債、固定負債を合わせた負債合計は27億6,100万円となっております。

最後に、純資産の部ですが、これは独法設立時に国から引き継いだ土地施設等に当たる資本

金、その後の施設等の取得や減価償却による資本金の増減をあらかず資本剰余金及び独法設立後の業務活動によって生じた利益または損失の累計をあらかず利益剰余金からなっており、その合計額は445億3,400万円となっております。なお、利益剰余金についてですが、前中期目標期間繰越積立金としまして4,700万円を計上しております。これは、前年度の7,100万円から委託費で取得した資産の減価償却相当額等2,400万円を取り崩したことによるものです。

以上、負債と純資産を合わせた負債純資産合計額は472億9,400万円となっております。

次に、下の損益計算書比較表をごらんください。

損益計算書は、当該年度に要した費用とそれが生み出した収益を明らかにし、年度内の活動がもたらした損益をフローとして示したものです。

まず、経常費用についてですが、人件費は研究所全体の人数が前年度と比べて24人減少したことなどに伴い、研究業務費と一般管理費を合わせた人件費全体として1億4,200万円減少しております。また、研究業務費の業務委託費が2億700万円減少していますが、これは主に受託費にかかる再委託等が減少したことによるものです。経常費用全体としては、その他の費用削減に努めたことにより、前年度に比べて4億2,300万円減少し、118億600万円となっております。

次に、経常収益についてですが、前年度よりも3億2,700万円減少して、総額で119億4,500万円となっております。運営費交付金収益については、独法の損益計算上、運営費交付金にかかる業務を行うことにより、運営費交付金と同額の収益を生み出したものとして処理いたしますので、運営費交付金の減少がそのまま収益の減少となっており2億5,600万円減少しております。経常収益から経常費用を差し引いた経常利益については1億4,000万円発生しておりますが、その主な原因は、委託費により取得した機械、器具等の資産についての財務処理上の費用と収益の発生時点のタイムラグによるものです。臨時損失は5,400万円計上しておりますが、これは多摩森林科学園の豪雨災害にかかる復旧費用です。

以上、経常利益から臨時損失を控除いたしまして、当期純利益が8,600万円発生しており、これと前中期目標期間繰越積立金取り崩し額2,400万円を合わせた当期総利益は1億1,000万円となっております。

次のページをお開きください。

キャッシュフロー計算書は、当該年度内の現金の出し入れを明らかにしたのですが、資金期首残高10億2,000万円に対して、期末の資金残高は5億1,000万円と半減しています。これは貸借対照表の流動資産で説明しましたように未収金の増加等によるものです。

次に、行政サービス実施コスト計算書について説明いたします。

研究業務費、一般管理費など、損益計算上の業務費用に、それには計上されない損益外の費用を合わせた当期の研究所の総コストは132億5,700万円となっており、これから受託収入など行政コストとして見るべきものではない自己収入に当たる18億2,400万円を控除した114億3,300万円が当期の行政サービス実施コストとなります。前年度に比べて10%のコスト削減が実現されたこととなります。

次に、利益処分に関する書類の(案)についてご説明いたします。厚いほうの資料3、財務諸表等の47ページをお開きください。

損益計算書による当期総利益は1億1,000万円発生しておりますが、先ほど亀井理事から説明した多摩森林科学園の入場料などの自助努力による収入が年度計画額を達成しておりませんので、目的積立金は計上せずに、すべて積立金に計上することにしております。

次に、重要な会計方針について変更点を説明いたします。財務諸表等の資料の49ページをお開きください。

1番下に記載してありますが、法人税法の改正に伴い、当年度より、平成20年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法を変更しております。なお、そのことに関連いたしまして、51ページの最後の部分ですけれども、追加情報というところにも書かれておりますが、平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産につきましても減価償却の方法を変更しております。

それから、固定資産の減損関係につきましても、50ページの中ほどから下のほうに記載してありますが、法人自らが使用しないという決定を行ったために、当年度において4件の減損処理を行い、これらの資産についてはすべて除却処分を行っております。

財務諸表の34ページから35ページにつきましては、関連公益法人等についての情報として林木育種協会の情報を載せております。これは、同協会において、当法人との取引にかかる額が事業収入の81%を占めており、3分の1以上となるため、情報の開示が義務づけられているものです。

最後に、決算報告書について説明いたします。財務諸表等本体の73ページをお開きください。

平成20年度の予算額は収入支出とも120億3,700万円であったのに対し、決算においては収入は125億9,800万円、支出は124億1,100万円となっております。収入において、決算額が予算額よりふえているのは、政府等受託研究収入を主体とする受託収入が予算額より増加したことによるものでございます。それにほぼ見合う分を支出のほうも増加しております。決算における

収支差 1 億8,700万円については、運営費交付金債務と自己収入にかかる利益によるものです。

以上をもちまして、研究・育種勘定についての説明とさせていただきます。

太田分科会長 はいどうぞ。

総研（西原） 森林農地整備センターの西原でございます。

私からは、特定地域整備等勘定と水源林勘定の財務諸表等についてご説明させていただきます。

本資料につきましては、数字は千円単位になっておりますが、説明上億円を基本とした形でご説明させていただきます。

資料といたしましては、同じように薄い方の資料の上の方に で打ちました という数字を基本といたしまして、資料の 3 を補足する形で説明させていただきます。

それでは、まず、薄い方の資料の 3 ページをごらんください。まず、特定地域整備等勘定の貸借対照表についてご説明いたします。

貸借対照表は、年度末における資産、負債及び純資産の状況を示しております。

まず、この表の上の方にありますが、資産の部、20年度（開始）貸借の資産合計は5,038億円に対しまして、20年度の決算額は4,570億円と467億円の減となっております。これは、旧緑資源幹線林道の移管等による林道建設仮勘定294億円の減と、農用地総合事業の完了による農用地整備建設仮勘定158億円の減が主な要因となっております。

次に、中段の負債の部でございます。

20年度の開始貸借の負債額は4,968億円に対しまして、20年度の決算額は4,498億円と、470億円の減となっております。これも旧緑資源幹線林道の移管等と農用地整備事業の完了に伴う資金見返り補助金等の取り崩しによる287億円の減と、長期借入金の返済によります146億円の減が主な要因となっております。

次に、純資産の部でございます。

20年度の開始貸借の純資産合計は69億円に対しまして、20年度決算は72億円と、2億4千万円の増となっております。これは純利益余剰金2億4千万円の増が主な要因となっております。

以上のように、特定地域整備等勘定におきましては、旧緑資源幹線林道事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業と、各事業の進捗に伴いまして、資産及び負債が減少していく傾向にございます。

引き続きまして、特定地域整備等の勘定の損益計算書についてご説明申し上げます。同じく 3 ページの下段の表になります。

損益計算書は、20年度中に発生しました費用及び収益の状況を示しております。20年度の経常利益は、ほぼ表の中間ほどのところでございますが、2億5千万円となっております。これは、経常収益であります財務費用、数字的には上の方の表の囲った表の点線部分の2番目のところに該当いたしますけれども、財務費用40億円に対しまして、経常収益であります割賦利息収入、これはその約5段ほど下でございます。欄を越えて点線の下の方の4段目でございますが、これの43億円となったことが主な要因となっております。

また、20年度の当期総利益につきましては、一番下の欄に書いてございますけれども、4億2千万円となっております。これは、当期純利益2億4千万円を計上したことと、前期中期目標期間繰越積立金からの1億7千万円を取り崩したことが要因となっております。

この利益処分につきましては、厚手の方の資料でございますが、こちらの57ページに利益の処分に関するということで積立金として処理するという整理をさせていただいております。

次に、4ページの特定地域整備等勘定のキャッシュフロー計算書について説明させていただきます。

旧緑資源機構から承継しました資金、一番下の欄でございますが、154億円につきましては、統合による資金増加額として整理しております。キャッシュフロー計算書は、業務活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー及び財務活動によるキャッシュフローに区分しており、当期の資金の流れを整理しております。業務、投資、財務活動をすべて合わせた総収入が514億円、中段でございますが、514億円に対しまして、総支出が617億円となり、20年度の資金期末残高は51億円となっております。

続きまして、行政サービスの実施の計算書についてご説明申し上げます。

総コストは、旧緑資源幹線林道の移管等による投資減価、農用地総合事業の完了に伴う投資減価及び一般管理費などの業務費用と政府出資金等の機会費用等を合わせた654億円となっております。一方、自己収入は、旧緑資源幹線林道事業等の移管等の区間による負担金、賦課金相当額や農用地総合整備事業の完了区域における負担金相当額収入を合わせた234億円となっております。差し引きされた20年度の行政サービスの実施コストの額は420億円となっております。

引き続きまして、水源林勘定につきましてご説明させていただきます。同様の薄い資料の5ページ目でございます。

まず、上段の貸借対照表についてご説明をさせていただきます。

資産の部、20年度の開始貸借の資産合計額は8,360億円に対しまして、20年度の決算額は8,598億円と238億円の増となっております。これは、水源林造成事業の投資等による水源林という科目でございますが、これの231億円の増が主な要因となっております。

次に、負債の部でございます。

20年度の開始貸借の負債合計は2,079億円に対しまして、20年度の決算額は2,008億円と71億円の減となっております。これは、長期借入金の返済による96億円の減が主な要因となっております。

次に、純資産の部でございます。

20年度貸借の純資産合計額は6,281億円に対しまして、20年度の決算額は6,590億円と、309億円の増となっております。これは、政府支出金の受け入れによる資本金133億円の増と補助金の受け入れ等による資本剰余金173億円の増が主な要因となっております。

以上のように、水源林勘定におきましては、造林木が育成段階であり、また今後は長伐期化等施業等の内容も検討されておりますため、資産及び純資産がいずれも増加していく傾向にございます。

引き続きまして、下段の水源林勘定の損益計算書についてご説明させていただきます。

20年度の経常利益は2億円となっております。これは、経常費用であります分収造林原価8千億円に対しまして、経常収益である分収造林収入1億2千万円、雑益2億6千万円となったことが主な要因となっております。また、20年度の当期総利益は3億円となっております。これは、当期総利益1億9千万円を計上したことと、前中期目標期間繰越積立金から1億円を取り崩したことが要因となっております。

この利益処分につきましては、先ほど申しましたように、厚い方の資料の67ページでございますが、こちらのほうに利益の処分に関するということで積立金ということで処理することとさせていただきます。

次に、6ページの水源林のキャッシュフロー計算書について説明いたします。

こちらも旧緑資源機構から承継しました資金18億円につきましては、統合による資金増加額として整理しております。キャッシュフローの計算書は、特定地域整備等勘定と同様の整理をさせていただきます。業務、投資、財務活動をすべて合わせた総収入が483億円に対しまして総支出は474億円となり、20年度の資金期末残高は27億円となっております。

続きまして、行政サービス実施コストの計算についてご説明いたします。

総コストは、水源林造成事業にかかる植栽及び保育等の事業費の投資原価、一般管理費など、

業務費用と政府出資金等の機会費用等を合わせた132億円となっております。一方、自己収入は間伐等販売や、解約等にかかる保証金の収入を整理している分収造林収入などの収入を合わせました4億円となっております。差し引きされた20年度の行政サービス実施コストの額は128億円となっております。

最後に、平成20年度の決算報告についてご説明をさせていただきます。今回は、厚手の方の資料の74ページでございます。

まず、上段の、特定地域整備事業の収入支出決算書でございますが、収入の決定額は505億円となっております。翌年度の繰り越しは特定地域整備事業関係経費と林道事業関係経費の59億円となり、差し引き額は35億円となっております。

支出の決定額は484億円となっておりますが、主なものといたしましては、特定地域整備事業関連費用と林道事業関連費用と一般管理費等となっております。翌年度の繰り越しは、特定地域整備事業関係経費と造林事業関係費の合わせた80億円となっております。

引き続き、下段の表でございますが水源林勘定でございます。

森林防災緊急強化対策事業の補正予算が87億円追加されることによりまして、今回の収入の決定額は449億円となっております。翌年度への繰り越しは造林事業資金である補助金相当額の75億円となっております。支出の決定額は446億円となっておりますが、主なものは造林事業関係費用と一般管理費等となっております。翌年度への繰り越しは、造林事業関係の経費78億円となっておりますが、大半が補正予算追加分となっております。

財務諸表につきましては以上でございます。

太田分科会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明いただきました財務諸表等についてどなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

これはもう内山委員ですかね。

内山委員 ちょっと、私のほうからコメントをいたしましょうか。

太田分科会長 よろしく申し上げます。

内山委員 なかなか独立行政法人のこの数字の説明というのは難しくて、ちょっとどういう視点で見たらいいかということで、この間財務諸表をもらって、ちょっと準備したんですけども、参考資料というのが一番最後につけてあると思うんですが、こちらが私のほうで質問をさせていただいたときに幾つかの項目についての法人さんからのご回答なんです。

それで、例えば財務諸表を見るときのというのは、自分なりの問題意識を持ってないと数字が

ちょっと把握できないんですね。ですから、じゃどういう問題意識を持つかということ、例えば論点としては、独立行政法人化後に森林総研さんの果たしてきた経営努力というのは、財務諸表にどういうふうに反映されているんだろうかという、ちょっとそういう問題意識を持って、まず見てみましょうか。

そうすると、3ページ、3ページというのは何かということ、参考資料の3ページです。

(3) 参考資料と左上に書いてあるものですね。

この参考資料には、非常に数字が細かくて私もちょっとつらいところがあるんですが、ちょっと我慢していただいて。一番最後ですね。そのまず3ページをごらんいただきたいんです。3ページ。3ページはどういうタイトルになっているかということ、左上に3番と書いてあって、決算報告書の推移とあるんですね。ちょっと損益計算書と決算報告書って、似て非ながらなところがありまして、決算報告書がどちらかということ現金の収入、支出が表現されているというくらいに考えてください。余り深く考えないでください。

それで、じゃここで、この間、平成13年度から森林総研がどういうふうな状況で推移しているかということのをちょっと見てみますと、一番上に収入と書いて運営費交付金でございますよね。13年度の運営費交付金が幾らだったかなということ109億円なんですね、13年度、109億円なんです。それが、14年度からずっと来て、一番右端が平成20年度にそれが幾らになっているかということ101億円になっているんです。つまり、この間にグロスとしては、8年前と比べると年間7億円ぐらい減少、7億2,300万円運営費交付金が減少しているということなんです。それで、ご案内のように、運営費交付金で事業を行うわけでございますけれども、総支出に占める運営費交付金の割合というのは、平成13年度のときには88.7%だったんですね。総支出に占める運営費交付金。緑資源というのは、もともと運営費交付金で経営していたところじゃないんですね。あそこは財投借り入れと、それから債券発行でやっていますからね。それは研究所と林木育種もそうかな。それで、じゃその割合が平成20年度には何%になっているかということ、82.0%になっているんですね。つまり、総支出に占める運営費交付金の割合が88.7から80.2%になって、これ結局どういうことかということ、運営費交付金に対する依存度、つまり税金に対する依存度がこの間に6.68%減少していますよというふうに読み取るわけです。じゃ6.68%減少しちゃったら事業ができなくなりますねということで、じゃそれを森林総研はどのように賄ってきたかということ、運営費交付金の3行下に受託収入とありますでしょう。受託収入の欄を見ると、13年度の受託収入金額が10億5,400万円、1054、ちょっとあと省略しますね、下6けたはね。それが20年度にどのくらいの水準になっているかということ1963、19億6,300万

円、20年度以前、ちょっとさかのぼると22億8,500万円が19年度、18年度が23億2,300万円、17年度は34億1,800万円、16年度が24億6,000万円、15年、22億1,500万円ということで、20億円を超えるくらいの規模で受託収入を確保してきたというのがここから読み取れるわけですね。ですから、単純に13年度と19年度を比較すると9億円くらいが増加しているということで運営費交付金の減少を賄ったということなんですよ。

じゃ、一方において、支出のほうはどうなっているかという、真ん中から下のところが支出という欄がありますよね。一番よく話題になるのが人件費というのが一番トップに来ていますけれども、人件費が幾らあったかという、13年度の決算のときには77億1,500万円ありました。それが20年度にはどの水準になっているかという73億2,400万円ということで、3億9,100万円、約5%減少をしていると、人件費を減らしたということなんですよ。それで、業務費に関しましても、一般研究費が13年度の11億1,100万円、1111ですね。それが20年度が9億2,600万円ということで、1億8,400万円研究費が減っているんですよ。それから育種事業費、一般研究費の3つ下の13年度が7億6,100万円、20年度5億6,700万円ということで育種事業費も1億9,400万円くらい減っているわけですね。一方において、一般研究費のすぐ下の特別研究費は13年度が2億1,200万円の水準から、20年度が2億7,400万円ということで、どうでしょうか6,200万円くらい逆にこれは重点配分していますよということなんですよ。ただ、一般研究費と育種事業費が絞られているんで、こういった業務を執行体制が適切に確保されているのかなという、そういった制約がやはり進展しているのかなということは読み取れると思うんですよ。

で、支出に関してやはり大きいのは、真ん中くらいある一般管理費なんですよ。13年度の一般管理費が幾らあったかという11億4,000万円、1140あったのが、20年度は、これちょっと待ってください、1140と比較しても、これは余り意味がないんですよ。全く意味がなくて、むしろ一般管理費について、19年度の数字で行きましょうか。19年度に100億4,600万円が20年度80億7,100万円ということで、約20億円くらいと減少させているというのが森林総研としての努力の結果ということだと思いますよ。

それで、この辺をもう少し分析すると、特に人件費をちょっと見てみましょうか。1ページめくってもらいたいんですけども、期末の人員と人件費の推移というのをごらんいただけますか。そうすると、ここにざっと(1)が研究・育種ということで、13年度の人員合計が研究と管理合わせて834人いたのが、20年度にはそれが何人になっているかという739人になっていますよ。それで95人減少していますよ。わかりますか。それで一方で、総人件費は13年度の

7715が7324になっているということで3億9,100万円減少していますよ。で、ちょっとこの数字の感覚を覚えてもらいたいです。95人減って4億弱減ったなというところですね。そうすると、次に(2)の水源林見ましょうか。14年度が793人いたのが565人で、228人に減っていますよね。それで、総人件費は84億5,200万円が51億2,300万円33億3,900万円減っていると。そうすると、この数字を見て、(1)と(2)を見て、何となく違和感が出てきませんか。違和感が出るというのは、要は研究・育種の人員の減少に伴う人件費の減少と、水源林の人員の減少と人件費の減少というのはアンバランスになるでしょう。何か研究・育種のほうが少ないじゃないですか、人件費のほうがね。水源林のほうが多いですよ。そうすると、これが何でだろうなということになるわけです。

そうすると、何でかなということを見ると、理由があるんですよ。まず水源林のほうは、何でこういうふうに入件費が減ったかということ、減少した方たちの多くが給与の高い定年退職者だったということなんですね、まずそれが第1点ね。それからもともと旧緑資源については、森林総研の給与水準より高かったということなんですよ。それで、統合のときに、1割くらいでしたっけ、給与の調整を、10%調整、削減をしているということなんですよ。だから、水源林勘定の入件費と人員の割合というのはこういうふうな関係になる。

一方において、研究・育種勘定のほうは、減がすごい少ないんじゃないのということになるんですが、これは何でかなということ、これは人員削減したんだけど、理由として挙げられるのが、国家公務員における給与の構造改革等を踏まえた人事院勧告による地域手当の支給割合をふやしたということですね。地域手当の支給割合。筑波で3%から12%にふやした。日立市は0%なんだけども6%ふやした。それから広域移動手当を新設した、そういったことが研究・育種に関しては人数の減少ほど入件費の削減につながらなかった。つまり、入件費の上昇要因があったということなんですよ。こういったことが、財務諸表から読み取れるということなんですよ。

太田分科会長 よくわかったと思います。それで、全体像の観点だけを……

内山委員 幾つか大切なことがあるんで、時間の関係もありますが、もう1つ、2つ話ししておかなくてはならないのは、今回、私関心を持ったのが、再委託比率なんです。再委託比率というのは何かということ、受託収入に対して研究委託として再委託する。これは、受託業務をまる投げしているのではないかということで、調査したんですけども、それが11ページなんですよ。それをごらんいただきたいんですが、この13年度から再委託比率の経年変化を分析いたしました。13年度は7.97%、14年16.22、それで17年度が64.96、20年度27.97ということで、

また下がってはきているんですけども、ここで全体の財務諸表の適正性ということにもかかわるのかもしれませんが、今申し上げたように、再委託比率が高いということは、自分で研究していないでまる投げしているのではないかということと、それから委託先と受託先との関係がどうなっているかということが論点となります。例えば、同一の受託先から受けて、同一の委託先に発注しているというようなケースがあるかどうかということ。そういった観点で二、三質問させていただいたんですが、基本的には、そういうケースは余りなさそうだといいことでございますね。ただ、これが余り高いと、独立行政法人全体として今外部資金をいかに導入するかということが1つの大きな評価のポイントになっておりますので、ある意味外部資金の二重計上が行われている可能性があります。社会全体としてはね。ですからそのあたりは説明がつくような形で常に業務運営を心がけていただきたいと思います。

ほかにもいろいろな論点があるんですが、私が財務諸表をちょうだいして、幾つか質問させていただいた限りでは、今申し上げた論点以外に、あえてこの場でご報告することはないということによろしいかと思えます。

太田分科会長 どうもありがとうございました。ご丁寧な説明等で大変私たちも理解が進んだと思えます。

ということでございますけれども、それ以外の委員の先生方から何かコメントがございますでしょうか。

そうしますと、内山先生、今のコメント、あるいはご要望を踏まえまして、一応こういう形では、今の時点では了解されるというような形によろしゅうございましょうか。

内山委員 そういうことでございますね。はい。

太田分科会長 はい、大変どうもありがとうございました。

それでは、まだございますかもしれませんが、大分時間が押してしまいましたので、質疑はここまでにさせていただきたいと思えます。

ここで森林総合研究所の財務諸表について林野分科会の意見を決定したいと思います。

森林総合研究所の財務諸表については、既に農林水産大臣から評価委員会に対してその承認について諮問が行われておりますが、林野分科会としては、今の内山委員の意見等も踏まえまして、特に意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

太田分科会長 よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

それでは、議題のその他について事務局からお願いいたします。

事務局 時間も押しているところでございますが、役割分担、今後の日程の説明について少し話しをしたいと思っております。参考資料の7をご覧ください。

7月23日に、評価案を検討するワーキング会合を開催します。メールでも昨日連絡させていただきましたが、評価作業における委員・専門委員の役割分担についてですが、前回の分科会で、分科会長一任とされた後、今月に入りまして、太田分科会長と相談してまとめました役割分担(案)を皆様へ送付させていただいたところでございます。それに基づきましたものが資料7の2枚でございます。

委員の方々におかれましては、分担を決めずに全体の評価をご担当いただきたいと思います。また、専門委員の方々につきましては、4分野の評価につきましては担当を決めさせていただきまして、川上委員、小島委員、古田委員、箕浦委員におかれましては、研究・育種分野をご担当いただき、酒井委員、田村委員、戸澤委員におかれましては水源林造成事業等の分野をご担当いただきたいと思います。業務分野以外の総務分野は、担当を分けずに皆様でご検討いただきたいと思います。なお、この専門委員の役割分担につきましては、この部分は見てくださいというものでございまして、専門委員の方々に分担とされていない分野についても、ワーキング会合に出席して頂いたり、コメント、評定をして頂くことはもちろん構いませんので、よろしく申し上げます。

次に、参考資料8をご覧ください。

ワーキング会合への準備といたしまして、7月14日までに、それぞれの担当の分野につきまして、この様式によりご意見をいただきたいと思います。この様式については、後ほどメールにて電子ファイルを事務局より送付する予定でございます。

日程について整理しますと、7月14日までに様式により意見を提出していただき、7月23日にワーキング会合を開催、そして、8月下旬に第37回の林野分科会を開催し、年度評価結果を決定していただきたいと思います。

なお、今年度も昨年と同様に、7月上旬に分科会事務局のホームページで業務実績報告書を掲載しまして意見募集を行うこととしております。

以上でございます。

太田分科会長 役割分担や今後の日程につきまして、以上のような説明でございますけれど

も、何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。

本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては、委員限りとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、ご理解を得た上で確定し、その後公開することとしたいと思ひますので、ご了承よろしくお願ひいたします。

この間、個人的ではございますが、私、多少体調を悪くしているような形もございまして、関係者にご迷惑をおかけしたと思ひます。きょうもまた多少不作法な司会になったことをお許しいただきたいと思ひます。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第36回林野分科会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 0時08分 閉会